

## 増改築等承認申請手続きと必要書類

### 【申請から賃貸借契約締結までの手続き流れ】

- ①増改築等承認申請書等の提出（申請人→県）
- ②現況等の調査（県 ※現地にて境界標の確認）
- ③申請内容確認、審査（県）
- ④増改築等承認書及び納付書等の送付（県→申請人）
  - ア 増改築承諾料
  - イ 改定貸付料（追徴分）
- ⑤④ア、イの支払い（申請人）
- ⑥（建物完成後）建物登記簿の提出（申請人→県）
- ⑦賃貸借契約締結（県⇔申請人）

※⑦の契約締結は、新家屋の登記確認後に行いますので、建物完成後、建物登記簿の提出をお願いします。（申請後、新家屋完成まで時間を要するため、提出漏れがないようお願いします。）

### <①に必要な書類>

- 増改築等承認申請書
- 増改築等理由書
- 県有地買受け及び貸付料改定に関する誓約書 1部
- 念書 1部
- 増改築建物の図面 各1部
  - (1)見取図
  - (2)位置図
  - (3)平面図
  - (4)立体図
- (1)申請人(借地人)
  - ア 建物の登記簿謄本 ※ 未登記の場合は資産証明書
  - イ 住民票謄本又は抄本
  - ウ 印鑑証明書
- (2)連帯保証人
  - ア 住民票謄本又は抄本
  - イ 印鑑証明書
  - ウ 納税証明書(滞納のない証明)
  - エ 所得証明書

※書類への押印はすべて実印でお願いします。

※増改築等の承認にあたっては、承諾料の支払いが必要です。

※増改築等承認後は、貸付料を基準貸付料(非営利2%、営利3%)に引き上げます。  
(承認をした日の翌月(承認の日が月の初日であるときは、その月)から引き上げ。)

※連帯保証人は、承継人と別生計で、借地料の額に見合う収入があることを要件とします。

※建物完成後、申請時に提出した連帯保証人の添付書類のうち、ウ及びエを再度提出してもらう場合があります。